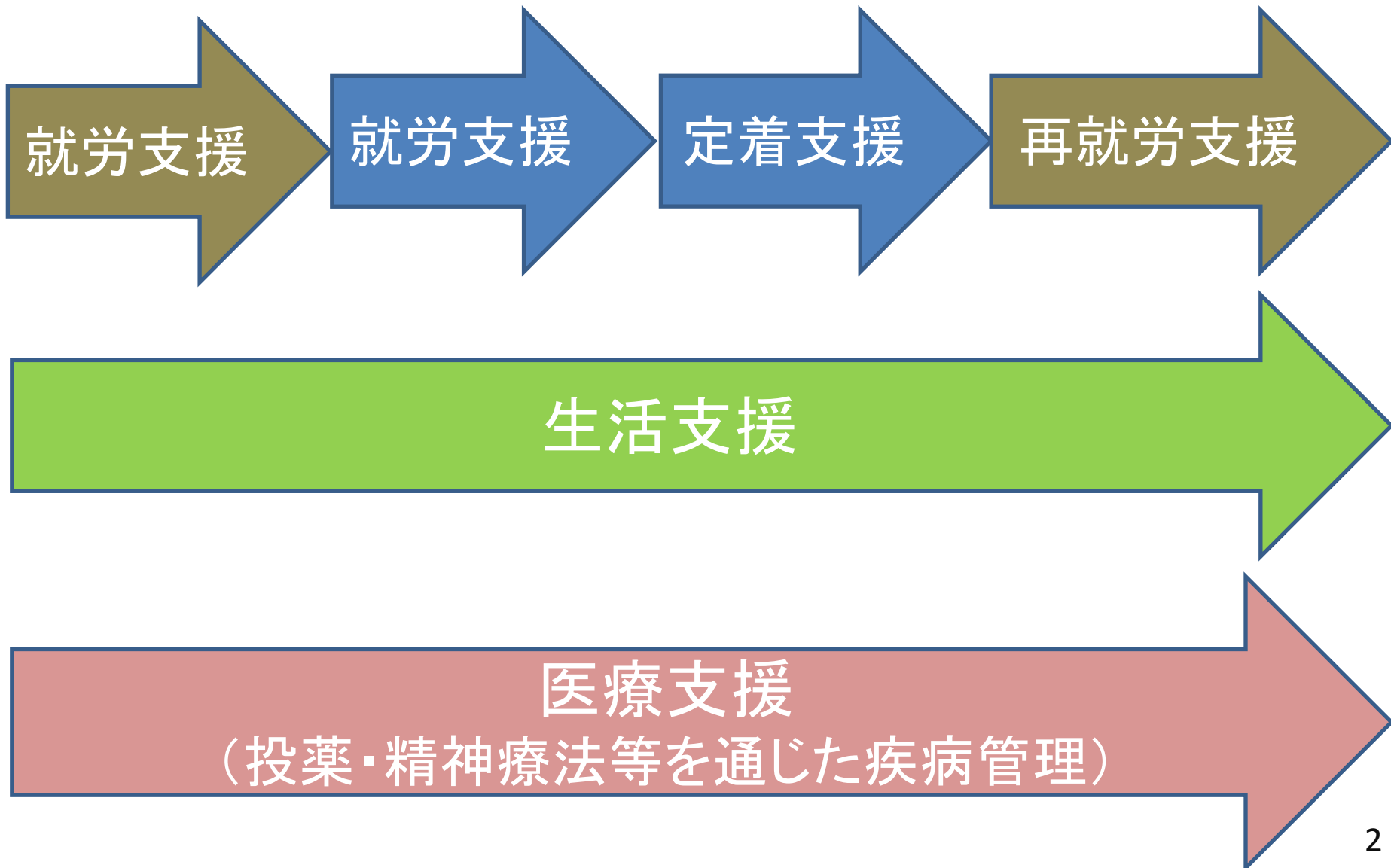


第3部：就労支援に向けた連携

1. 就労支援に係る連携の必要性と課題
2. 連携に向けて（地域連携就労支援パス）

就労生活を支える3種の支援



求職者・就職者の精神障害の種別

単位：%

	求職者	就職者
統合失調症	43.1	47.1
そううつ病(気分障害)	33.0	27.0
てんかん	6.9	8.2
その他の精神疾患	11.4	14.3
不明	5.6	3.3

2008年7月1日から10月31日までの調査期間内に全国110所のハローワークで新規求職登録もしくは紹介就職した精神障害者(新規求職登録1,843人、紹介就職981件(927人)のデータ分析結果。

(出典)「精神障害者の雇用促進のための就業状況等に関する調査研究」
(2010年3月 障害者職業総合センター)

精神障害の種類と特徴

統合失調症

若年での発病のために一般就労の経験がない者も多い。

障害者手帳を取得し、デイケアから就労継続支援や就労移行支援を経て一般就労を目指すことが多い。

就労支援に加え生活支援が必要なことも多い。

気分障害

一般就労の経験者が多く、障害者手帳を取得していない者も多い。

発達障害の2次障害で発症することもある。

一般的なデイケアに馴染まないこともあり、リワーク専門のデイケアもある。

発達障害

知的障害を伴わない場合、障害の認識がないまま成人期を迎えることもある。

一般就労できず、障害者雇用枠での雇用を目指すため手帳を取得する者も多い。

発達障害専門の就労移行支援事業所もある。

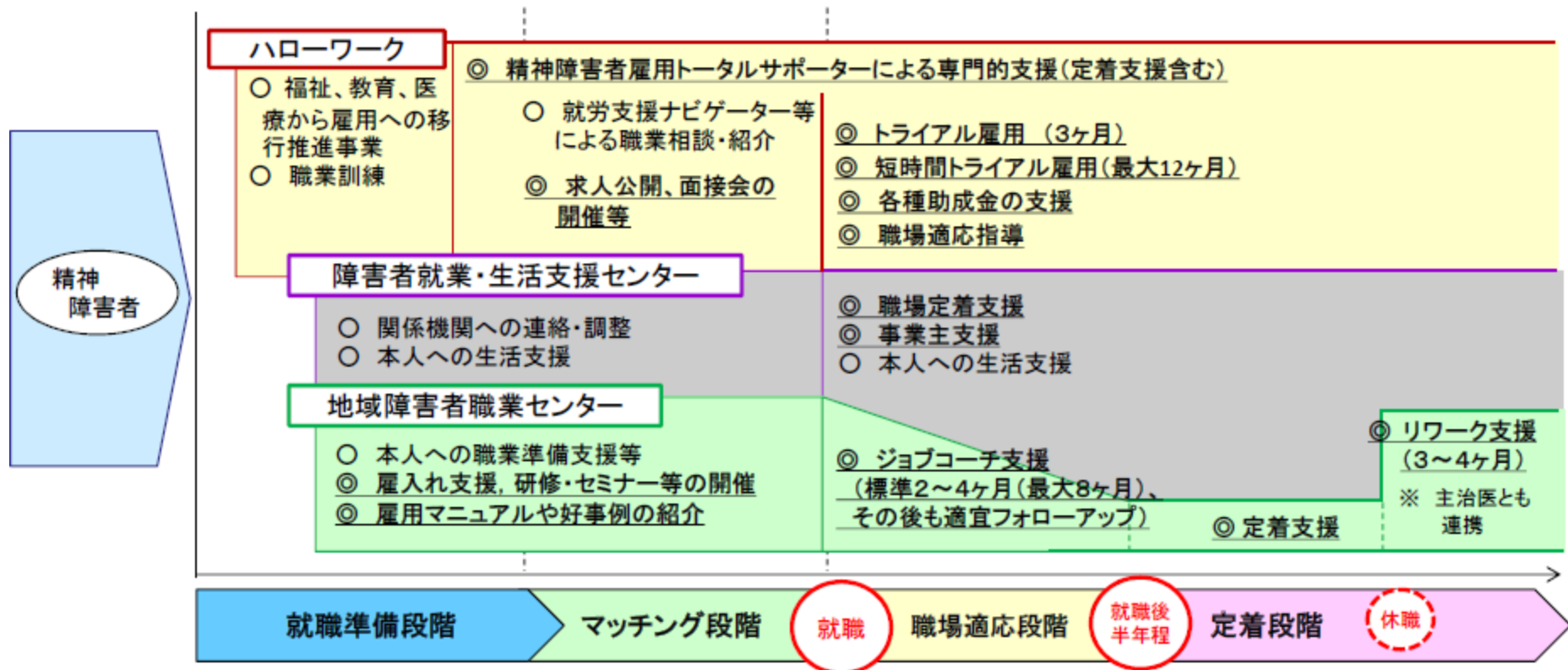
生活支援は必要としないことが多い。

(注)障害者手帳未取得者もサービスは利用可能。但し、雇用率制度は適用外。

精神障害者の雇用促進に係る支援施策の流れ

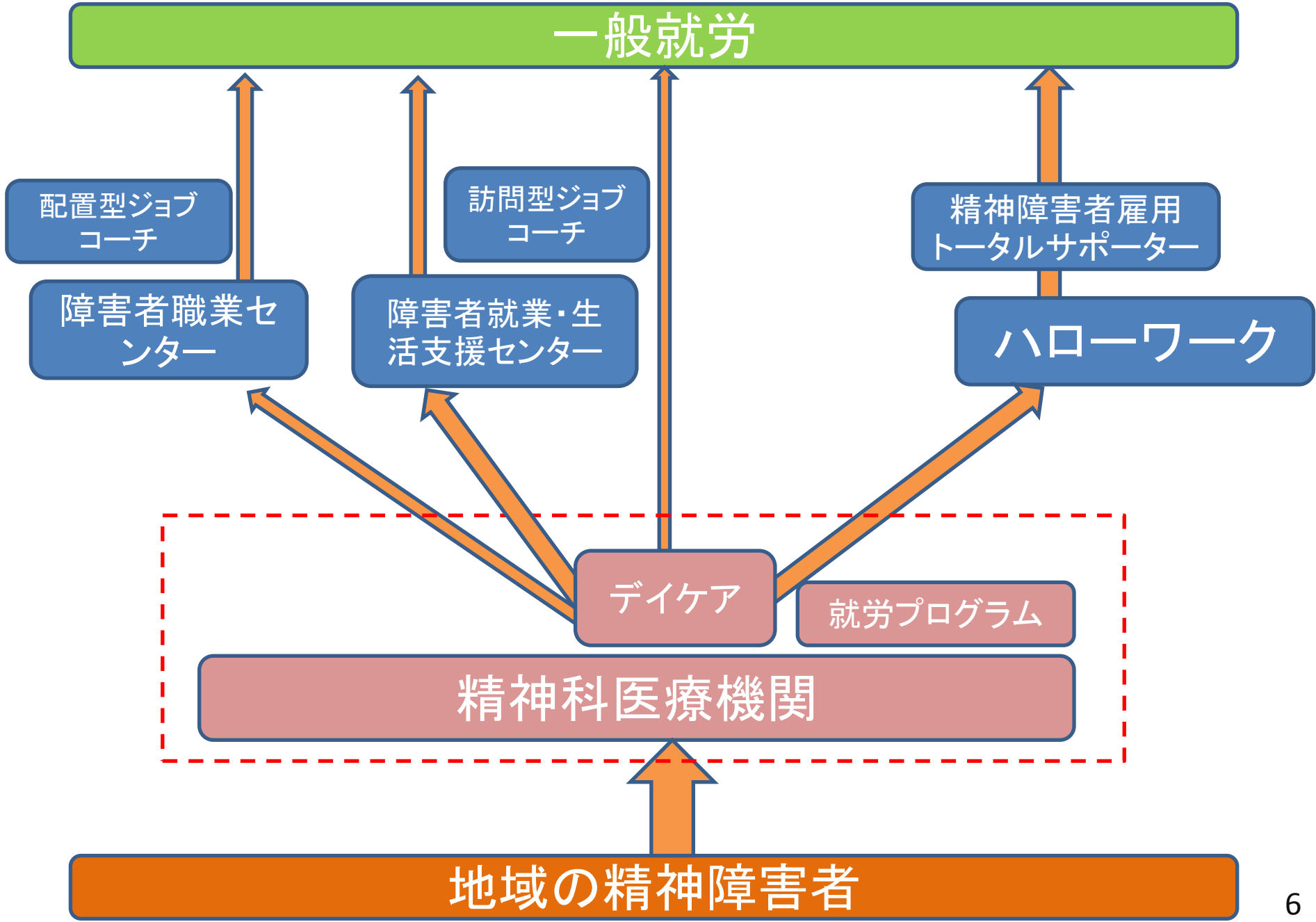
- ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害者と事業主双方に対する就職準備段階から職場定着(リワーク支援含む)までの一貫した支援を実施

- : 主に障害者本人に対する支援施策
- ◎ : 事業主に対する支援施策(障害者と事業主双方を支援するもの含む)



※ 就職準備段階～職場適応段階には、就労系福祉サービスである就労移行支援事業と連携

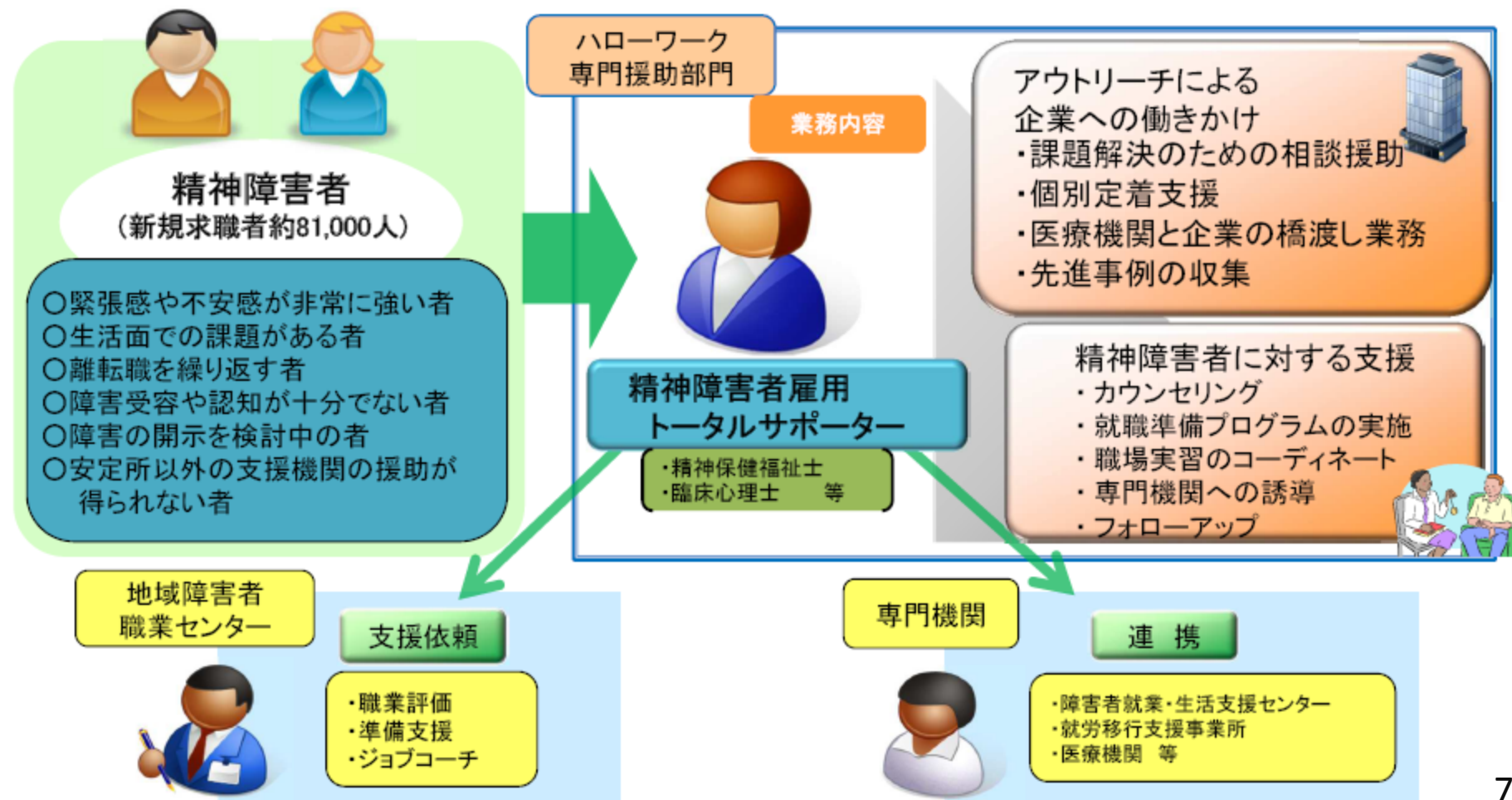
※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、保健所、自治体や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施



精神障害者雇用トータルサポーターについて

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施

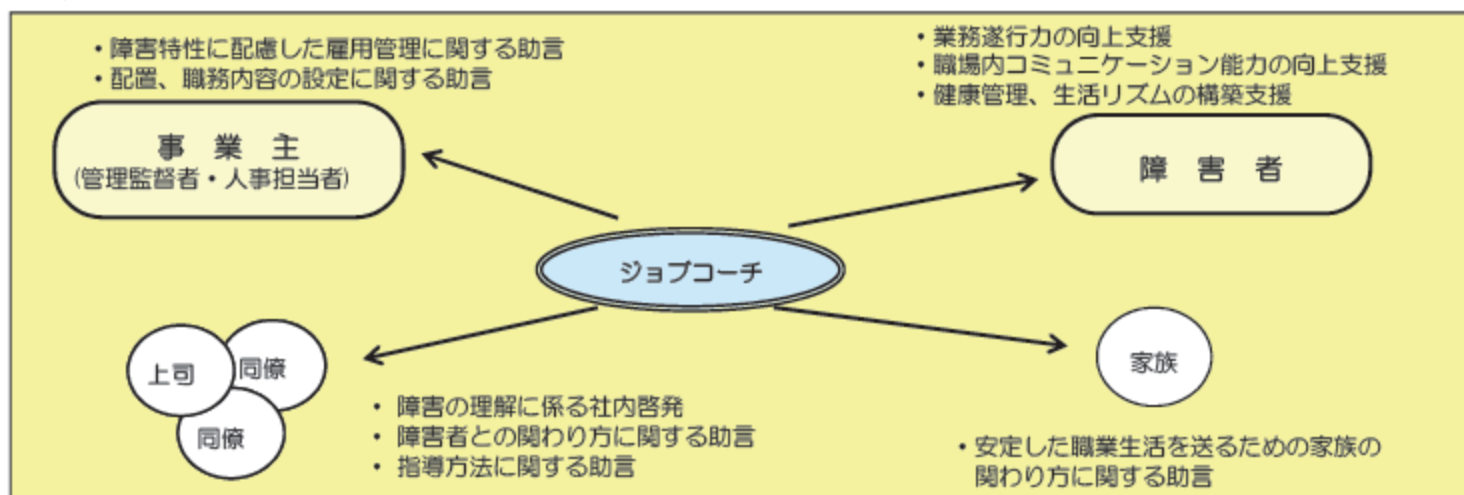


職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

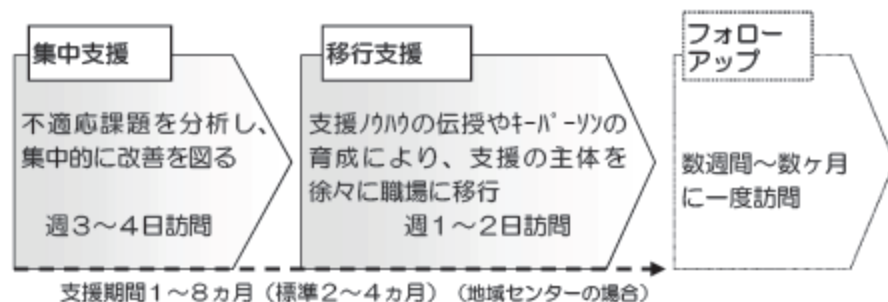
障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、

- ・ 障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援
- ・ 事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善の助言を実施

◎支援内容



◎標準的な支援の流れ



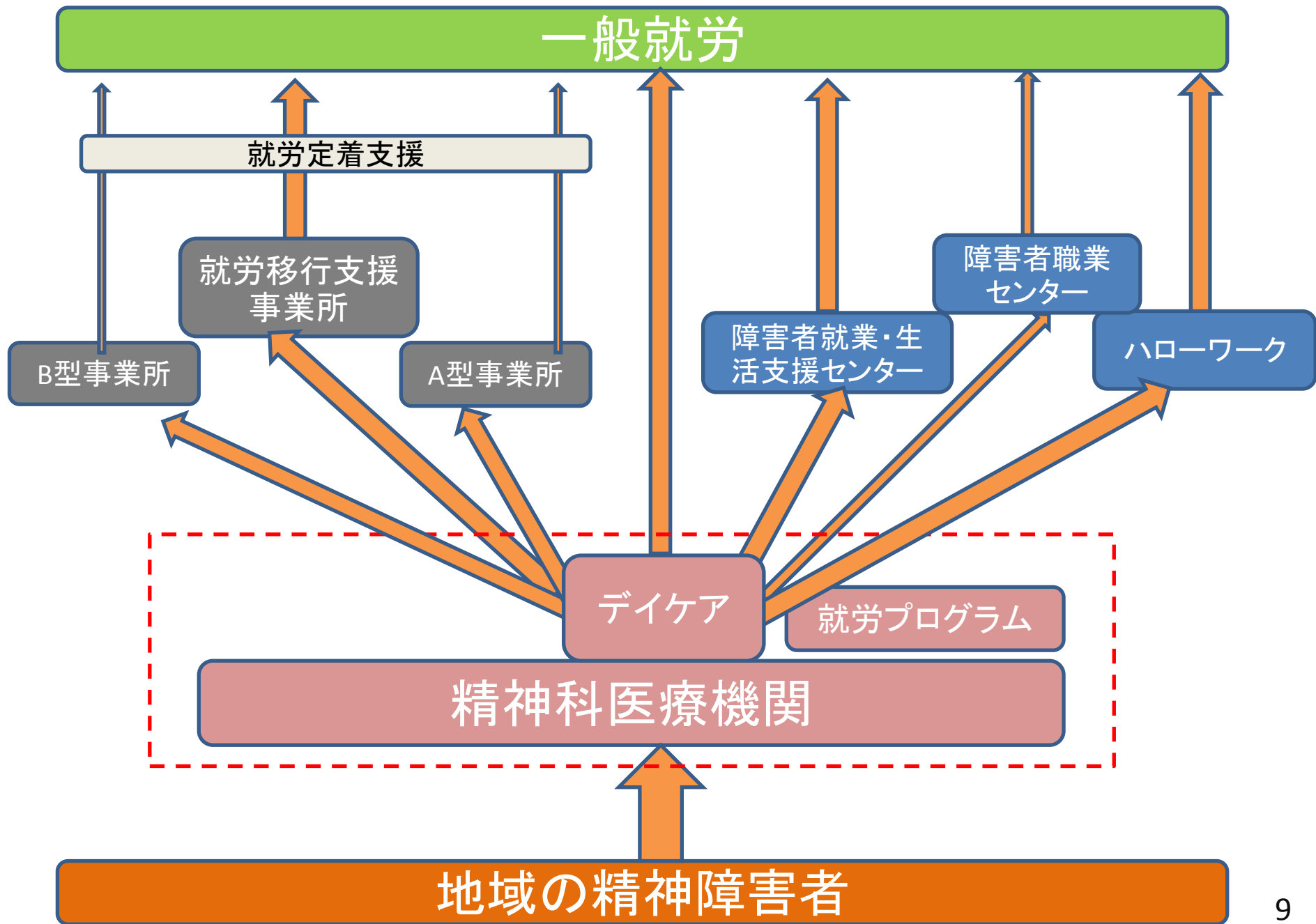
◎ジョブコーチ配置数(28年度)

計 991人	地域センターのジョブコーチ	312人
	訪問型ジョブコーチ (福祉施設型)	581人
	企業在籍型ジョブコーチ (事業所型)	98人

◎支援実績(28年度、地域センター)

支援対象者数 3,574人
職場定着率(支援終了後6ヶ月時点) 87.1%

(支援終了後6ヵ月時点:27年10月～28年9月までの支援終了者の実績)



就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

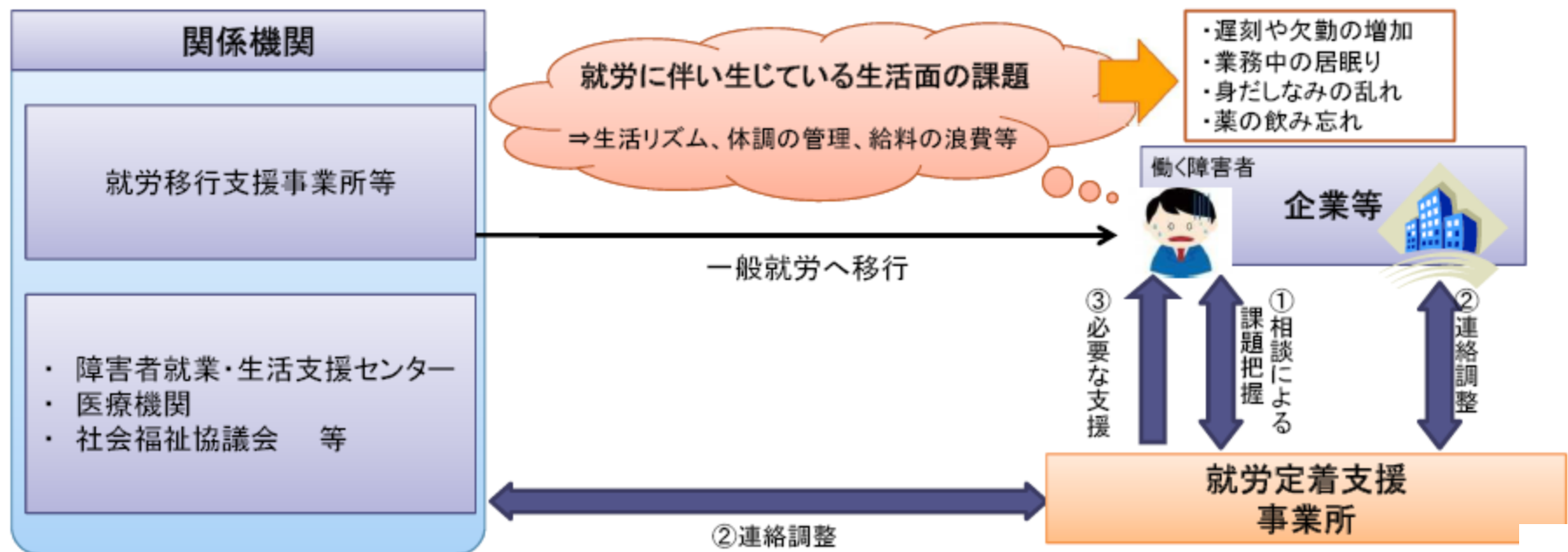
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



就労定着支援の創設についての検討事項

概要

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスとして、就労定着支援を創設する。

法の条文

第五条

十五 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として①厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、②厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の③厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

(対象者) **生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援**を利用して一般就労した障害者

具体的内容②

(サービスの利用期間) **3年間**(1年ごとに支給決定期間を更新)

具体的内容③

(サービスの内容)障害者が新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため

①事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項)

②雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援

精神科医療機関の側からの戸惑い

- 精神科の患者の中では、デイケアを経て一般就労を目指す患者も増えてきている。
- この10年ほどの間に、地域の中に就労移行支援事業所や就労継続支援事業所といった就労に係る福祉系事業所が数多く設立されてきたが、どの事業所が一般就労に繋げる力量や実績を有しているのか、情報もなくて分からない。
- 情報がない中では、患者の住居に近いということで紹介することになるが、その施設が一般就労に向けた支援をほとんどしておらず、患者の希望に合わず後悔することが少なからずあった。

熊本市障がい者就労支援ガイドブック

- 熊本市障がい者自立支援協議会就労部会では、就職に向けた支援や訓練を望む障害のある方や関係者への事前情報として活用できるように、熊本市内にある障がい者の就労に取り組む各障害福祉サービス事業所からの就職実績やアピール点などをまとめた「熊本市障がい者就労支援ガイドブック」を作成（平成27年3月作成）。
- 就職実績としては、過去3年分の就職者数のほか、就労継続支援A型への就職者数や6か月以上就職継続者数も掲載。
- 本ガイドブックの作成に当たっては、熊本市障がい者就業・生活支援センターが中心的な役割を果たす。
- 本ガイドブックは、熊本市ホームページに掲載されているほか、「KP5000」（熊本5000プロジェクト）でも閲覧可能で、就職実績等の最新の情報も掲載。

KP5000 (熊本5000プロジェクト)

『施設プラグ』

「施設プラグ」とは、熊本市および近郊の福祉サービス事業所（移行支援、就労継続支援A型・B型、自立訓練）の情報を検索・確認できるシステムです。

なお、本システムへの情報登録は無料です。

登録を希望される事業所には、IDとパスワードを発行致します。

<http://www.kp5000.jp/plug/>



OPENしました！
KP5000スタッフ一同

18:38 49%

kp5000.sakura.ne.jp

施設プラグver 1.2

<<施設一覧	基本情報	事業所概要
就職実績	賃金（工賃）	アピール
紹介ムービー	カルテ一覧	アクセス・送迎
問い合わせ		

基本情報

更新日：2016.10.11

就労移行支援事業所
ココロの学校
TEL.096-245-7265

id	30
事業所名	就労移行支援事業所ココロの学校オルタナ
種別	就労移行支援
郵便番号	861-5525

18:36 50%

kp5000.sakura.ne.jp

就職実績	賃金（工賃）	アピール
紹介ムービー	カルテ一覧	アクセス・送迎
問い合わせ		

就職実績

更新日：2016.10.11

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総数
就職者数	0	2	2	4
うち就労A型	0	7	2	9
うち6ヶ月以上就職継続の方	0	2	1	3

個人情報保護に関して

Copyright © Human To Human LLC.
All Rights Reserved.

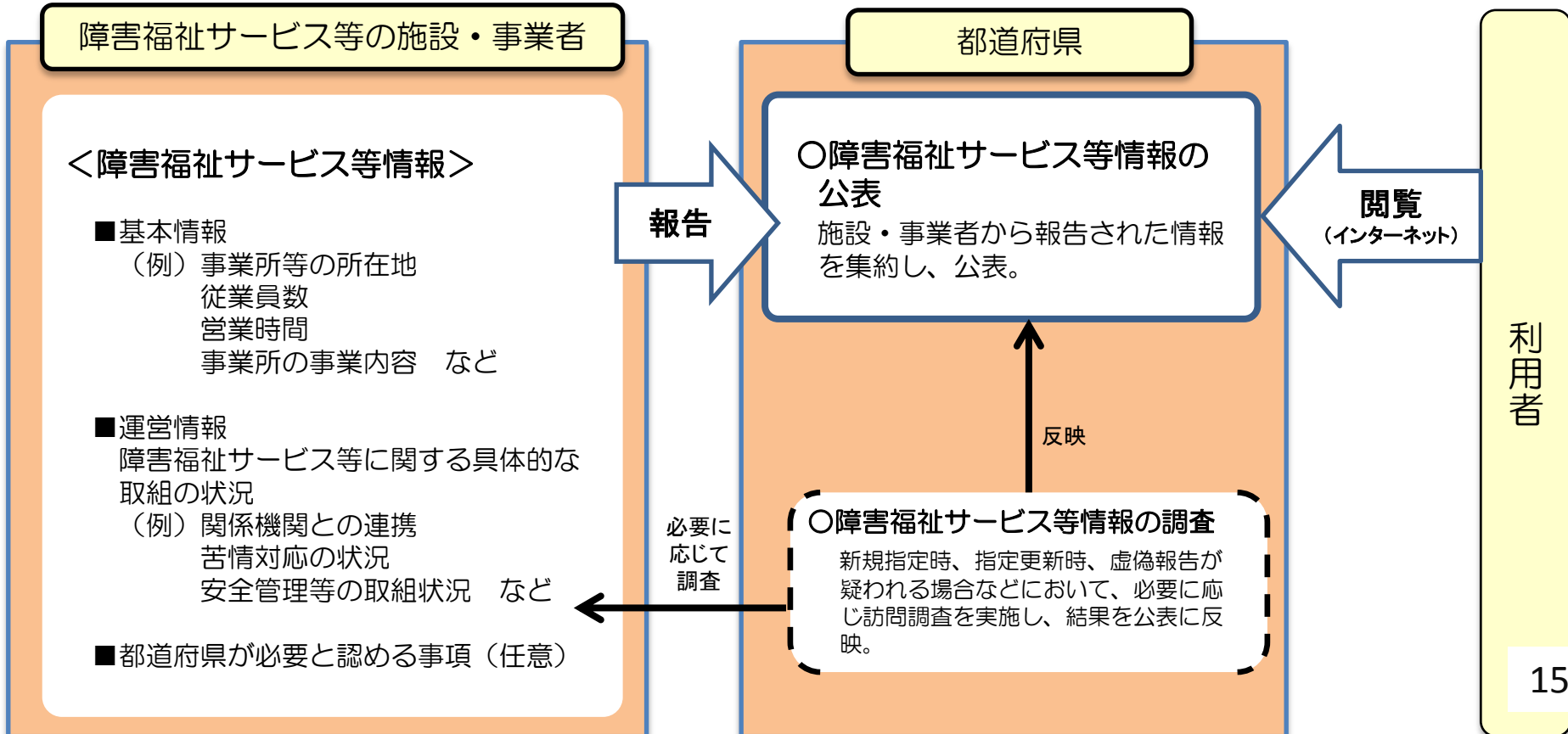
障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



障害福祉サービス等の情報公表制度の創設についての検討事項②

具体的内容②

(報告の方法)

都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い行う。

※ 計画で定める事項： 報告方法、期限、計画の基準日、期間、報告書対象、報告の提出先 等

具体的内容③

(公表事項)

- ・サービス提供を開始しようとするとき → 別表第一(事業所の基本的な事実状況)
- ・毎年の報告のとき → 別表第一(事業所の基本的な事実状況)及び別表第二(運営情報)

※ 具体的な公表事項については、次頁を参照。

具体的内容④

(公表の方法)

都道府県知事は、法の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表する。

※ ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に報告が真正であるか調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

具体的内容⑤

(対象情報に該当するもの以外の情報)

各都道府県の裁量で、地域の実情等を踏まえた都道府県独自の情報を公表することができるよう、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報(情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設についての検討事項③

具体的な公表事項

- 公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、先行実施されている介護サービス、子ども子育て支援制度における情報公表制度の仕組みも参考に、具体的には下記のとおりとする。

		報告・公表事項
基本情報 (別表第一)	法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスを提供する事業所等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
運営情報 (別表第二)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など